

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	いの町

いの町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業経済課
所 在 地 高知県吾川郡いの町 1 7 0 0 - 1
電 話 番 号 0 8 8 - 8 9 3 - 1 1 1 5
F A X 番 号 0 8 8 - 8 9 3 - 1 4 4 0
メールアドレス sankei@town.ino.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）、ハクビシン、アナグマ、カワウ、サギ類（アオサギ、ゴイサギ等）、ノウサギ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	高知県吾川郡いの町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲	823	2,506
	芋類	407	1,682
	野菜・山菜	23	62
	果樹	126	509
ニホンジカ	野菜・山菜	235	693
	造林木	1,000	350
サル	稲	89	609
	芋類	37	137
	野菜・山菜	35	110
	果樹	20	95
カラス類	果樹・野菜	38	131
ハクビシン	果樹	323	624
	野菜・山菜	618	1,549
アナグマ	野菜・山菜	253	244
カワウ	アユ・アメゴ	—	1,110
サギ類	アユ・アメゴ	—	—
ノウサギ	造林木	—	—

※被害面積についてはいの町鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成16年10月いの町規則第113号）に規定する鳥獣捕獲許可申請書に記載された数値及び聞き取りを行った合計値。

※カワウ・サギ類については河川一体の面積となっているため記載しない。

※サギ類・ノウサギについては現在調査中のため記載していない。

(2) 被害の傾向

イノシシ

・被害については、年間を通じて発生しており、主に3～5月にかけてタケノコの食害、7～10月頃にかけて水稻・イモ類への食害が多い。また、餌であるミミズ等を捕食するため畑や土手を掘り起こす被害も発生している。

ニホンジカ

・主に造林木（スギ、ヒノキ）が被害を受けている。特に本川の桑瀬地区が多く、その他にも吾北の上八川地区、伊野の勝賀瀬地区等で被害が発生している。

サル

・被害については、年間を通じて発生しており被害区域はいの町全域である。特に山間・中山間部での被害が多いが、伊野地区でも目撃情報が寄せられる。

カラス類

・町内全域で被害が起こっており特に伊野の池ノ内地区での被害が多い。夏～秋にかけてスイカやナシ等の高級果物が被害を受けている。

ハクビシン

・町内全域、特に伊野地区での被害が多い。被害作物は果樹が多く、ブドウやマンゴー等の高級果物が被害を受けている。
他の鳥獣被害と比較して市街地での被害が多く見受けられる。

アナグマ

・類似のハクビシンほどではないが町内全域で被害が見受けられる。被害作物としては露地野菜が多い。

カワウ

・主に仁淀川流域のアユや吉野川流域のアメゴが被害を受けている。1羽あたり1日に500g程度捕食するというデータもあり被害は深刻である。

サギ類

・カワウ同様、主にアユ等が被害を受けている。

ノウサギ

・主に造林木が被害を受けている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
	被害金額（千円）	
イノシシ	4,759	3,469
ニホンジカ	1,043	760
サル	951	693
カラス類	131	95
ハクビシン	2,173	1,584
アナグマ	244	178
カワウ	1,110	809
サギ類	—	—
ノウサギ	—	—
	被害面積（a）	
イノシシ	1,379	1,005
ニホンジカ	1,235	900
サル	181	132
カラス類	38	28
ハクビシン	941	686
アナグマ	253	184
カワウ	—	—
サギ類	—	—
ノウサギ	—	—

※カワウ・サギ類については河川一体の面積となっているため記載しない。

※サギ類・ノウサギについては現在調査中のため記載していない。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	以前より捕獲班が整備されていたため、被害地域に応じてそれぞれの捕獲班が捕獲を行っている。また町独自の対策として町内の猟友会と委託契約を締結し、年間140日以上 の巡視と被害があった場合の捕獲対応を依頼している。 その他にも狩猟免許取得に係る受験料を町が補助し、免許取得を推進することで捕獲者の確保、促進を行っている。	猟友会会員の高齢化に加え会員が減少しているため、被害箇所が広範囲になる場合、捕獲者が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	当町では鳥獣被害緊急対策事業の一環として、電気柵・トタン等の防護柵設置者に対し資材費の半額補助(上限50,000円、認定農業者については追加補助あり)を行っている。	電気柵の設置によるイノシシの防除については効果が出ているが、サルについては対処にコストがかかるため、費用対効果といった側面から防護柵の設置があまり進んでいない。

(5) 今後の取組方針

当町における農林水産物への被害は主にイノシシ、ニホンジカ、サル、カラス類、ハクビシン、アナグマ、カワウ、サギ類、ノウサギを要因としたものであり、近年は捕獲と防除の両面から対策を行っている。しかし、銃器を使用して捕獲を行うサルやカラス類、ニホンジカについては多くの人員や出動回数の確保が必要になること、また防除に関するコストが高いことから、その対策に苦慮しているのが現状である。そのため今後は鳥獣被害対策実施隊員を中心に捕獲体制の確立を図り、捕獲活動や被害防止対策の指導を行うとともに、猟友会と連携した捕獲者の確保を図るものとする。さらには狩猟免許取得や防護柵購入に係る補助制度についても広報等で周知することで対策を進めていく。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・鳥獣被害対策実施隊 ・いの地区猟友会	農林業者等から依頼があった場合、鳥獣被害対策実施隊や各地区で結成された捕獲班に有害鳥獣捕獲許可証を交付し捕獲を行う。また鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。 なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については6の(3)のとおり。
--	---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	イノシシ ニホンジカ サル	いの町有害鳥獣被害対策協議会の構成員である各地区猟友会と連携し、捕獲隊の整備を行い体制を充実させていく。 また町独自としては狩猟免許取得に係る補助を行うことで捕獲者の確保、また農林水産業等への従事者の自衛手段の方法を確立する。
4	カラス類 ハクビシン アナグマ	
5	カワウ サギ類 ノウサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ 近年の捕獲頭数は流動的であったが令和元年度が突出（平成29年度699頭、平成30年度570頭、令和元年度960頭）していた。捕獲頭数は平均の750頭を見込む。 ② ニホンジカ 捕獲頭数は増加傾向（平成29年度90頭、平成30年度139頭、令和元年度176頭）にある。令和元年度の捕獲頭数を考慮し180頭を見込む。 ③ サル 捕獲頭数は一定（平成29年度202頭、平成30年度191頭、令和元年度207頭）である。捕獲頭数は平均の200頭を見込む。 ④ カラス類 捕獲羽数は減少傾向（平成29年度1,013羽、平成30年度751羽、令和元年度634羽）にあるが、農作物への被害は減少傾向にはないため今後も捕獲羽数は流動的であると考えられる。そのためおおそ平均羽数である800羽を見込む。

⑤ ハクビシン

捕獲頭数は増加傾向（平成 29 年度 37 頭、平成 30 年度 43 頭、令和元年度 130 頭）であり被害の情報も多い。そのためさらに増加することを見込み 150 頭とする。

⑥ アナグマ

捕獲頭数は一時減少したが令和元年度に倍増した。（平成 29 年度 24 頭、平成 30 年度 19 頭、令和元年度 49 頭）令和 2 年度の被害報告は少なかったが捕獲報告は定期的にあがっているため令和元年度の捕獲頭数を考慮し、50 頭を見込む。

⑦ カワウ

アユやアメゴの食害が著しいが、捕獲羽数は流動的で令和 2 年が急激に増加（平成 29 年 163 羽、平成 30 年 86 羽、令和元年 139 羽、令和 2 年 278 羽）している。前述の通り、1 羽が 1 日あたりに食する量は 500g と言われ、ほかの魚食性の鳥に比べ集団で飛来し大量に捕食することが被害をより拡大させている。捕獲羽数は増加することを見込み 300 羽とする。

⑧ サギ類

アユ等の食害が増加していると報告が上がっている。被害の詳細・捕獲羽数については現在調査中である。

⑨ ノウサギ

造林木への被害が増加していると報告が上がっている。被害の詳細・捕獲羽数については現在調査中である。

※カワウの捕獲数については暦年の数字。仁淀川漁業協同組合のデータのため日高村の数値を含む。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	750	750	750
ニホンジカ	180	180	180
サル	200	200	200
カラス類	800	800	800
ハクビシン	150	150	150
アナグマ	50	50	50
カワウ	300	300	300
サギ類	—	—	—
ノウサギ	—	—	—

捕獲等の取組内容
くくりわな、箱わな、銃猟等による捕獲

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
いの町	対象鳥獣については、既に県から権限が委譲されている

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ サル カラス類 ハクビシン アナグマ ノウサギ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵等を各個人が必要に応じて設置	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵等を各個人が必要に応じて設置	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵等を各個人が必要に応じて設置

(2) その他被害防止に関する取組

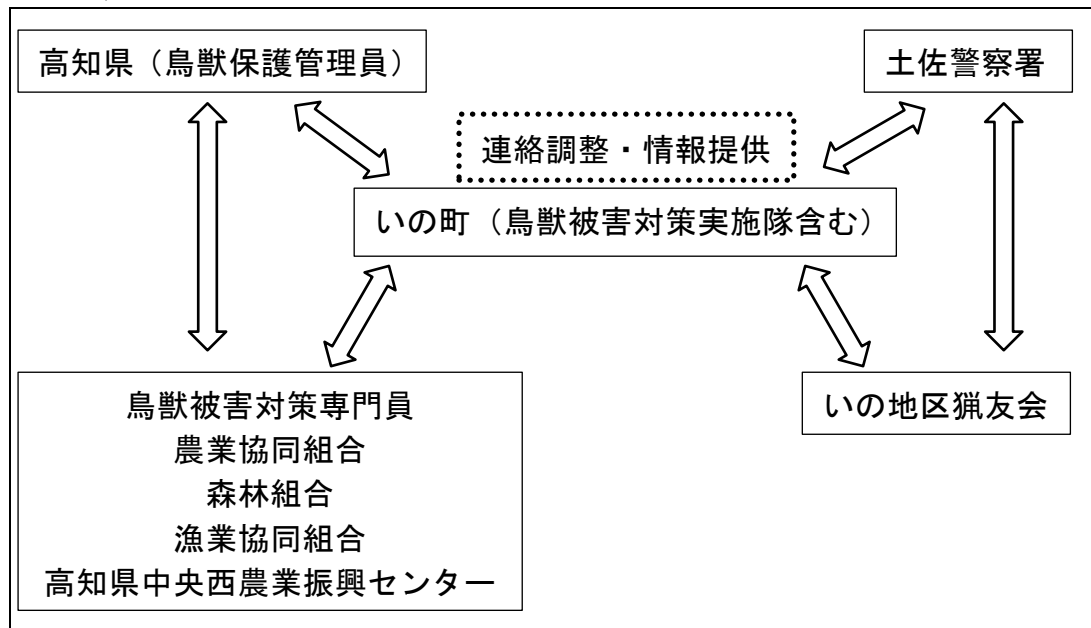
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年	イノシシ ニホンジカ サル	猟友会及び関係機関、町民と協議を重ね、農林水産物への被害軽減と町民が安心して生活できる環境の保全を図る。
令和4年	カラス類 ハクビシン アナグマ	
令和5年	カワウ サギ類 ノウサギ	

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
いの町 産業経済課	主に伊野地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 吾北総合支所 産業課	主に吾北地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 本川総合支所 産業建設課	主に本川地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 森林政策課	森林被害の情報収集と提供、関係機関との連携。
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動。
高知中央森林組合	野生鳥獣による森林被害の情報の提供。
高知県農業協同組合	伊野・吾北地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
高知県農業協同組合本川店	本川地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
仁淀川漁業協同組合	仁淀川流域における水産被害の情報提供。
いの町本川漁業協同組合	吉野川流域における水産被害の情報提供。
いの地区猟友会	有害鳥獣関連の情報提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
伊野地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
吾北地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
本川地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動。
高知県中央西農業振興センター	いの町における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	いの町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
いの町 産業経済課	主に伊野地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 吾北総合支所産業課	主に吾北地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 本川総合支所産業建設課	主に本川地区での情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整。
いの町 森林政策課	森林被害の情報収集と提供、関係機関との連携。
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動。
高知中央森林組合	野生鳥獣による森林被害の情報の提供。
高知県農業協同組合	伊野・吾北地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
高知県農業協同組合本川店	本川地区における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。
仁淀川漁業協同組合	仁淀川流域における水産被害の情報提供。
いの町本川漁業協同組合	吉野川流域における水産被害の情報提供。
いの地区猟友会	有害鳥獣関連の情報提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
伊野地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
吾北地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
本川地区鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動。
高知県中央西農業振興センター	いの町における農業被害の情報提供。農業従事者への被害対策の周知や営農指導。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県中山間振興・交通部 鳥獣対策課	有害鳥獣捕獲及び被害防止対策に関する情報交換及び技術的指導。
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲に関する情報提供。
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣被害に関して捕獲及び被害防止対策の技術的指導及び普及活動。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成25年9月1日 任期：1年（ただし再任は妨げない） 構成：町職員5名（うち対象鳥獣捕獲員1名）※令和2年4月現在 実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、広報、啓発等 事務局：いの町産業経済課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲をした鳥獣は捕獲者各自で埋設、または食用として利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
